2339

第14号様式（第８条関係）

（その１）

平成３０年分

（平成　　年　　月　　日開催分）

収　支　報　告　書

「□」内には、該当するものに「✔」を記入すること。

政治団体の区分
□ 政党
☑ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
□ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）	こくみんみんしゅとうおおさかふだいろっくそうしぶ
１　政治団体の名称	国民民主党大阪府第6区総支部
２　主たる事務所の所在地	〒 535-0022 大阪府大阪市旭区新森4－15－25
３　代表者の氏名	平野　博文
４　会計責任者の氏名	冨田　健治

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

受付
令元年5.30
4
大阪府選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類　（現・候）
（選挙区）　選挙区
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　平野　博文
公職の種類　衆議院議員（現・候）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
PM00071	H30	R01053O	H	1770

収　支　の　状　況

（その２）

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		2	1,574,888	
（前年からの繰越額）		1	507,476	
（本年の収入額）			650,012	
支出総額			585,071	
翌年への繰越額		1	572,417	

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				0
員数（党費又は会費を納入した人の数）				0

(2)　寄附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア　寄附（イを除く。）の区分					
(ア)　個人からの寄附				0	
（うち特定寄附）				0	
(イ)　法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ)　政治団体からの寄附				0	
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）				0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）				0	
イ　政党匿名寄附				0	
合計（ア＋イ）				0	

（その５）

(5)　本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
民進党大阪府総支部連合会	200,000円	H.30年1月25日	大阪市西区土佐堀1-6-3 JAM西日本会館4F	活動支援会
同上	150,000	H.30年3月28日	同上	〃
国民民主党大阪府総支部連合会	50,000	H.30年6月12日	同上	〃
同上	100,000	H.30年8月1日	同上	〃
同上	150,000	H.30年11月1日	同上	〃
この頁の小計	650,000			
合計	650,000			

（その６）

(6)　その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
この頁の小計													
１件10万円未満のもの												1	2
合　　計												1	2

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額												備考	
			十億			百万			千			円	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1　経常経費														
(1) 人件費												0		
(2) 光熱水費												0		
(3) 備品・消耗品費									6	6	5	6		
(4) 事務所費								3	2	7	6	4		
小計								3	9	4	2	0		
2　政治活動費														
(1) 組織活動費							5	4	5	6	5	1		
(2) 選挙関係費												0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費												0		
(ア機関紙誌の発行事業費)												0		
(イ宣伝事業費)												0		
(ウ政治資金パーティー開催事業費)												0		
(エその他の事業費)												0		
(4) 調査研究費												0		
(5) 寄附・交付金												0		
(6) その他の経費												0		
小計							5	4	5	6	5	1		
合計							5	8	5	0	7	1		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳											項目別区分 備品・消耗品費（文具など）			
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億			百万			千			円				
この頁の小計														
その他の支出							6	6	5	6				
合計							6	6	5	6				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分 事務所費（切手代等）

支出の目的	金額（十億／百万／千／円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
政治資金監査費用	30000	H.30年5月28日	税理士法人アクトパートナーズ大阪事務所	八尾市明美町2-8-26	
この頁の小計	30000				
その他の支出	2764				
合計	32764				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳　　項目別区分 組織活動費（活動支援金、会費など）

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
活動支援金	100,000円	H.30年2月16日	福田 賢治	大阪市旭区今市1-15-25	
同上	50,000	H.30年9月19日	同上	同上	
同上	100,000	H.30年2月16日	和田 充弘	大阪市旭区大宮4-13-1-304	
同上	50,000	H.30年9月19日	同上	同上	
同上	100,000	H.30年2月16日	富田 健治	大阪市旭区新森4-15-25	
同上	50,000	H.30年9月19日	同上	同上	
同上	50,000	H.30年2月16日	富田 紀子	同上	
同上	30,000	H.30年9月19日	同上	同上	
この頁の小計	530,000				
その他の支出	15,651				
合計	545,651				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2019年5月30日

政治団体の名称　国民民主党大阪府第6区総支部

会計責任者の氏名　富田健治　富

解散の場合のみ下欄を記入すること

（　代表者の氏名　　㊞　）

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　「（代表者の氏名）」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成３１年５月１４日

国民民主党大阪府第６区総支部

代　表　平野博文　殿

登録政治資金監査人　伊村正司　印

登　録　番　号　第　２５４０　号

研修修了年月日　平成２１年４月１０日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国民民主党大阪府第６区総支部の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、国民民主党大阪府第６区総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

国民民主党大阪府第６区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党大阪府第６区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上